

## 証拠の全面開示と取調べの全面可視化の 早期実現を求める決議

- 1 最高検察庁は、本件9月21日、厚生労働省元局長事件において、証拠として押収したフロッピーを改ざんした容疑で、大阪地方検察庁特捜部の主任検事を逮捕し、その後起訴した。また、同年10月1日には、上記改ざんを隠蔽した容疑で、前大阪地方検察庁特捜部長及び元同副部長を逮捕した。厚生労働省元局長事件の公判では、有罪の立証に必要な複数の証人が取調べ段階の供述を覆し、虚偽の供述を行った経緯及び取調べの過酷さを訴えた。同事件は、密室における強引な取調べの弊害と、有罪立証の為ならば証拠の改ざん・隠匿すらも厭わないといった捜査機関の実態を改めて浮き彫りにした。
- 2 冤罪事件は、上記事件に限らず、冤罪であることが発覚する過程で捜査機関の違法捜査が明らかとなったものがいくつもある。1980年代において死刑事件だけでも、免田事件、財田川事件、松山事件そして島田事件と4つの事件が冤罪であることが明らかとなった。最近では、冤罪であることが明らかとなった志布志事件、富山氷見事件において、密室取調べにおける虚偽自白が問題とされた。また、今年3月に再審無罪判決が出された足利事件では、録音テープによって、捜査機関の強引な取調べで冤罪被害者の菅家氏が自白に追い込まれる過程が明らかにされた。布川事件では、冤罪被害者である桜井氏と杉山氏が自白に追い込まれる他方で、捜査機関が取調べの過程で録音テープを改ざんしたり、重要な証人の調書を隠したりしていたことが明らかとなった。これらは氷山の一角に過ぎない。
- 3 冤罪は捜査機関の偏見と暴走によって作られる。そのため、冤罪を防止するために、捜査機関を絶えず監視・監督できるシステムの構築が必要不可欠である。
  - (1) まず、捜査機関が保有する証拠は全面開示されるべきである。上記厚生労働省元局長事件も開示された捜査報告書により真実が明らかとなったが、この開示がなければ事実が闇に葬られた可能性は極めて高い。刑事司法制度に対する国民の信頼が揺らいだ現状では、証拠の全面開示により捜査の適正を担保し、その信頼回復を目指す必要があるというべきである。
  - (2) また、虚偽の自白と違法な取調べを事後的に検証しうる取調べの全面可視化（全過程の録音・録画）が必要不可欠である。

昨年の総選挙で与党となった民主党は、マニフェストに取調べの全面可視化を掲げていた。しかし、実際に政権が発足すると、中井国家公安委員長から、おとり捜査等の新たな捜査手法の実現が取調べの全面可視化実現にあたって必要であるかのような発言がなされ、調査・検証の名目で、未だ取調べの全面可視化の実現が先送りされている。また、本年6月に法務省が発表した「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」では、これから可視化を実現するために、対象とする事件や範囲について検討を行う、録音・録画

が捜査・公判の機能や事件関係者に与える影響や有用性を調査・検討し、その具体的な在り方の検討を進めるといった、取調べの全面可視化実現から明らかに後退した意見が出されている。

しかし、取調べの全面可視化の目的は、取調べの全過程を正確・公正に記録することで、捜査過程の透明化を図り、もって刑事裁判の真実発見に寄与することである。この意義はそれ自体中立的なものであり、この目的に鑑みれば、全事件・全過程の可視化を直ちに実現すべきであることは明らかであって、対象とする事件や範囲について改めて検討する必要性などない。また、全面可視化による事後的な取調べの過程の検証の有効性に異議を挟む余地もない。取調べ過程の全面可視化が事件関係者に与える影響についても、捜査機関側の一方的な主張に過ぎず、事件関係者が取調べの全過程を録音・録画することによって供述ができなくなるといった根拠はない。つまり、もはや取調べの全面可視化は時間を空けずに直ちに実現されるべき課題であることは明らかである。

- 4 昨年5月より裁判員裁判が実施され、自白調書の任意性が争われる事案も出てきている。このような事案では、裁判員に直接取調べの過程を見聞きしてもらい、国民の目線でその真偽・信用性を確認してもらうのが最も理に適う。そのためにも早期の証拠の全面開示及び取調べの全面可視化の実現が必要不可欠である。
- 5 自由法曹団は、多くの冤罪事件で明らかとなった違法捜査の実態に鑑み、刑事司法の適正化、将来の冤罪事件防止の観点から、早期に、捜査機関が保有する証拠の全面開示制度と取調べの全面可視化を実現すべく、ここに決議する。

2010年10月25日

自由法曹団 愛媛・松山総会